

■教育訓練給付制度の概要

本学、大学院 保健医療学研究科（保健医療学専攻 修士課程／看護学専攻 博士前期課程／看護学専攻 博士後期課程／医療科学専攻 博士後期課程）は厚生労働大臣より「一般教育訓練給付制度」の指定講座に認定されています。社会人または社会人経験のある方は、雇用保険の被保険者期間など一定の条件を満たすことで、支払った教育訓練経費（入学金および授業料）のうち、最大10万円が支給されます。

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、電子申請等が可能となりました。次頁以降の「提出書類チェックリスト」のご活用をお願いします。

一般教育訓練給付制度の詳細はこちら

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html

一般教育訓練給付金に関するよくあるご質問

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197028.html>

■明示書の公開

指定教育訓練の内容や教育訓練経費の範囲等に関する事項をまとめた「明示書」を次頁のとおり公開します。

<本件に関する問い合わせ>

森ノ宮医療大学 学生支援室

TEL：06-6616-6911

教育訓練給付の電子申請が 誰でも「可能」になります！

2024年2月1日以降の「支給申請」と「受給資格確認」は、
電子申請等が可能となります。

これまで、教育訓練給付（一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金）の支給申請と受給資格確認については、「疾病または負傷等その他やむを得ない理由がある場合」に限り、電子申請、郵送または代理人による申請を認めていましたが、**このたび、この要件を廃止**しました。

教育訓練給付制度とは

働く方々の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と就職の促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が支給されるものです。

詳細は厚生労働省ウェブサイトからご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



厚生労働省ウェブサイト
教育訓練給付制度

※ 電子申請は「e-Gov電子申請」から可能です。なお、電子申請での個人の電子署名は不要です。

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



e-Gov電子申請

※ 教育訓練支援給付金における受給資格確認と2か月に1回の失業の認定については、失業状態や専門実践教育訓練の受講状況の確認を窓口で行う必要があるため、電子申請、郵送または代理人による申請はできません。



一般教育訓練給付金 提出書類チェックリスト

2024年2月1日以降の「支給申請」については、**電子、郵送または代理人による申請が可能になりました。**



※ 電子申請は「**e-Gov電子申請**」から可能です。電子申請での個人の電子署名は不要です。

e-Gov電子申請サイト

教育訓練の修了日の翌日から1か月以内に、以下の書類を提出してください。
(提出先：お住まいを管轄するハローワーク)

教育訓練給付金支給申請書 ※1 参照

添付書類（電子申請の場合は、スキャナ読み込みや撮影により作成したデータ（PDF、JPEG形式）で可）

✓ 必ず提出する書類

教育訓練修了証明書

領収書 ※2 参照

マイナンバーカード（郵送または代理人申請の場合は両面の写し） ※3 参照

教育訓練経費等確認書 ※4 参照

✓ 該当する場合に提出する書類

キャリアコンサルティングの費用に関する領収書、キャリアコンサルティング実施証明書、キャリアコンサルティングの記録 ※5 参照

返還金明細書 ※6 参照

払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（郵送または代理人申請の場合は写し） ※7 参照

委任状 ※8 参照

※1 教育訓練の修了後、指定教育訓練実施者が配布します。記載に当たっては「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項」を必ずお読みください。

※2 クレジットカード等による支払いの場合は、クレジット契約証明書。

※3 マイナンバーカードがない場合は、以下の①と②の両方の書類が必要です。

①本人・住居所確認書類

運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（いずれも写真付き）のいずれか1種類です。これらがいない場合は、国民健康保険被保険者証もしくは健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書または官公署から発行・発給された身分証明書もしくは資格証明書（本人の写真がないもの）のいずれか2種類です。

②個人番号確認書類

通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写しのいずれかです。

※4 下記ウェブサイトから様式をダウンロードしてご記入ください。通信制以外の教育訓練を受け、ハローワークへ来所して申請する場合は提出不要です。

※5 キャリアコンサルティングの費用についても給付金の支給対象として申請する場合に限りです。

※6 領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に限りです。指定教育訓練実施者が発行します。

※7 雇用保険関係の手続きで「払渡希望金融機関指定届」を届けていない場合や、金融機関等に変更がある場合に提出が必要です。

※8 代理人申請の場合に限りです。

教育訓練給付制度についての詳細や各種様式のダウンロードはこちら

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html



一般教育訓練明示書

講座の名称	森ノ宮医療大学大学院 保健医療学研究科 看護学専攻 博士後期課程				
実施方法	① 通学 (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	2722005	—	2410012	—	6
講座の創設年月日	一般教育訓練給付金対象講座の指定期間 令和4年 4月 1日	過去一年の講座実績	入講者数(累積) (4 人)	修了者数 (0 人)	
訓練期間	36ヶ月		総訓練時間	248時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル			博士(看護学)		
②①に係る資格・試験等の実施機関名称			森ノ宮医療大学大学院		
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等			22単位以上修得し、並びに必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること		
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況			職種: 看護師、保健師、助産師 業界: 医療職養成教育機関、教育研究機関、医療関連施設、健康増進施設		
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
(別紙1)					
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		なし			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		<p>次の各号のいずれかに該当する者または該当する見込みのある者。</p> <p>①修士の学位や専門職学位を有する者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p> <p>②外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p> <p>③外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p> <p>④我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p> <p>⑤国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者</p> <p>⑥大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認められた者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p> <p>⑦本大学院において、個別の入学資格審査により修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた上で、入学の年度当初において24歳に達した者で、保健師、助産師、看護師等の資格を有する者</p>			
③その他		なし			

別紙1

保健医療学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

授業科目・単位数（2022年度以降入学生対象）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			1の単位の時間あた	時間数	卒業要件法及び要
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習			
共通科目	看護研究倫理特論	1前	2			○			15	22.5	必修6単
	看護研究方法論	1前	2			○			15	22.5	
	看護教育学研究特論	1前	2			○			15	22.5	
	小計（3科目）	-	6	0	0				-	67.5	-
専門科目	看護技術開発特論	1後		2		○			15	22.5	選択2単位以上
	看護理論後期特論	1後		2		○			15	22.5	
	公衆衛生看護学後期特論	1後		2		○			15	22.5	
	育成看護学後期特論	1後		2		○			15	22.5	
	療養支援看護学後期特論Ⅰ	1後		2		○			15	22.5	
	療養支援看護学後期特論Ⅱ	1後		2		○			15	22.5	
	成人看護支援後期特論	1後		2		○			15	22.5	
小計（7科目）	-	0	14	0				-	157.5	-	
特別研究 と演習科目	後期専門演習	1後	2				○		15	22.5	2必修
	小計（1科目）	-	2	0	0				-	22.5	-
	後期特別研究Ⅰ	1通	4				○		15	45	必修12
	後期特別研究Ⅱ	2通	4				○		15	45	
後期特別研究Ⅲ	3通	4				○		15	45		
小計（3科目）	-	12	0	0				-	135	-	
合計（14科目）		-	20	14	0				-	382.5	-
卒業要件（最低必要単位数・時間）		-	20	2	0				-	248	-
卒業要件及び履修方法											
共通科目で6単位、専門科目より選択科目の特論2単位以上、専門演習科目2単位及び特別研究科目12単位の計22単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う博士論文の審査及び最終試験に合格すること。											

一般教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度内の受講修了者数	0	人			
② ①のうち目標資格の受験者数	0	人	受験率(②/①)		%
③ ②のうち合格者数	0	人	合格率(③/②)		%
④ 上記②・③の回答者数	0	人			

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数		人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計		
	2 非正社員、派遣社員	人			
	3 その他の就業(自営業等)	人			
	4 非就業	人		②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)		
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人			
	3 社内外の評価が高まる	人			
	4 円滑な転職に役立つ	人			
	5 趣味・教養に役立つ	人			
	6 その他の効果	人			
	7 特に効果はない	人			
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 希望の職種・業界で就職できる	人			
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人			
	4 趣味・教養に役立つ	人			
	5 その他の効果	人			
	6 特に効果はない	人			
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	人	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)		
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	人			
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人			
	4 就職していない	人			
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	人	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)		
	2 おおむね満足	人			
	3 どちらとも言えない	人			
	4 やや不満	人			
	5 大いに不満	人			

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	各科目のシラバスに定める成績評価法に基づき評価する。共通科目・特論科目及び専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。特別研究においては、修士論文の内容だけでなく、当該テーマに関連して在学中に行った学会や研究会での活動内容、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

6. 修了を認定するための基準並びに修了を認定する時期及びその方法

出席その他、試験合格率5段階評価(上から4段階以上合格)、補講・追試は認める。各科目のシラバスに定める成績評価法に基づき評価する。共通科目・特論科目及び専門演習においては、授業中の質疑、意見、討論の内容、及び提出されたレポートの内容を重視する。特別研究においては、修士論文の内容だけでなく、当該テーマに関連して在学中に行った学会や研究会での活動内容、及び公聴会における発表と質疑応答の内容も評価材料とする。

一 般 教 育 訓 練 明 示 書

7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法		
(1)受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	学生が随時相談できるように教員体制を整えている。専門的なアドバイスが得られるように、相談内容を研究・領域に関することに分け、複数の教員が対応する体制を取っている。	
(2)受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例:資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	就職に関して、関連する団体の学術集会や研究会への参加を促し、ネットワークを構築し情報交換する場を提供している。	
8. その他の事項		
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 森ノ宮医療学園	(代表者名: 理事長 清水 尚道)
住所及び連絡先	〒537-0022 大阪府大阪市東成区中本4-1-8	TEL 06-6976-6889
施設名称及び施設長名	森ノ宮医療大学	(施設長: 学長 青木 元邦)
住所及び連絡先	〒559-8611 大阪府大阪市住之江区南港北1-26-16	TEL 06-6616-6911
給付制度担当部署・者	学長室 企画課	(担当者: 田頭 弥生)
連絡先	TEL 06-6616-6911	
一般教育訓練経費 支払い方法	1. 一般教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 2,520,000 円	
① 一括払	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	300,000 円
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)	2,220,000 円
③ 両方可能	(うち、必須教材費	円)
	2. 一般教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 80,000 円	
	① 副読本代(税込額)	円
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)	円
	③ 施設維持費(税込額)	円
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)	80,000 円
	3. 総額 (1+2) (税込額) 2,600,000 円	

[特 記 事 項]